

## 第2章 具体的取組方針

○施策体系に沿った具体的取組の方向

基本方針「～社会的養育を必要とするこどもの最善の利益の実現～」を踏まえた4つの基本的視点及び施策目標に基づき設定した基本施策項目の取組を行うことで、社会的養育の推進に取り組んでいきます。

### 1 養育環境の整備

現在の社会的養育体制は、戦後の孤児対策以来、その時代の社会状況を反映した形で構築されてきました。しかし、近年、家族や地域による支援機能の低下や虐待等、こどもの抱える背景の多様化が指摘されるなど、社会状況は大きく変化しており、このような状況に対応できる体制にすることが強く要請されています。

#### (1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

##### 【現状・課題】

令和4年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、市町村の家庭支援事業が法律上位置づけられたほか、都道府県に対しては、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。

これらを踏まえ、児童相談所においては、市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携のもと、改めて家庭的養育優先原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

##### 【推進の方向】

支援を必要とする家庭等に対しては、まず、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力が行われるよう体制を構築します（具体的には、本章2（4）に掲載）。また、代替養育を必要とするこどもは、家庭養育優先原則を踏まえ、家庭復帰に向けて最大限努力します。

それらが困難と判断された場合は、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。これは、家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、こどもの心身の成長や発達には不可欠であることを踏まえたものです。特に、乳児期は特定の養育者との間で安定した愛着関係を築くことが重要であることから、実親の養育が困難な新生児については、特別養子縁組を進めていきます。年長児についても、民法等の一部を改正する法律により、特別養子制度における養子となるこどもの年齢の上限が引き上げられたことを踏まえ、こどもにとって永続的に安定した養

育環境を提供することが重要であることから、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を進めます。

さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行います。これら施設への入所の措置の期間は、できるだけ短期間となるよう、児童相談所において適切なケースワークや進行管理を行います。

なお、個々のこどもに対する具体的な措置は、児童相談所における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分踏まえたアセスメントの結果によって、こどもの最善の利益の観点から行われるものであることに留意が必要です。

### 【具体的な取組方策】

- ①こどもの措置を検討する際には、家庭における養育環境と同様の養育環境を優先する「家庭養育優先原則」に基づき、まず里親及びファミリーホームへの委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。
- ②パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組や普通養子縁組の推進のための支援体制を構築する。親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等が生じた場合は、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判を積極的に活用する。
- ③児童相談所に、親子関係再構築支援プログラムに係る専門チームを設置し、研修の実施体制を整備する。一時保護又は措置により家庭から分離中のこども及びその保護者に対し、こどもの意向を尊重しながら、プログラムの実施を推進する。
- ④措置中のこどもについて、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援等、就学・進学等のライフステージも考慮した適切なケースマネジメントが行われるための確認体制を整備する。

### 【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

○里親等委託率（基準日：各年度3月31日）

年齢区分	R5		R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	38%		46%	52%	57%	63%	69%	75%
3歳以上の就学前	54%	…	58%	61%	65%	68%	71%	75%
学童期以降	23%		37%	40%	42%	45%	48%	50%

(説明) 「乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数」に占める「里親及びファミリーホームに委託されているこども数」の割合

<取組方策②関係>

児童相談所による特別養子縁組の相談支援件数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	15世帯	15世帯

(説明) 養子縁組里親の年間新規登録世帯数

児童相談所を通じた特別養子縁組が成立した割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1.3%	2%

(説明) 代替養育を必要とする児童のうち、児童相談所を通じて特別養子縁組が成立した割合

特別養子縁組等に関する研修の開催回数及び受講した児童相談所職員数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施回数：1回 受講者数：34人	実施回数：1回 受講者数：30人

(説明) 福祉人材育成研修において社会的養護に関する研修を受講した人数

<取組方策③関係>

親子関係再構築支援の実施割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	把握なし	100%

(説明) 虐待を主訴として一時保護を実施し、年度内に解除したケースのうち、虐待再発防止（保護者支援）ガイドラインの手法によりケースワークを実施した割合

親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施回数：7回 受講者数：40名	実施回数：7回 受講者数：40名

(説明) 虐待再発防止（保護者支援）ガイドラインに関する研修の実施回数・受講者数

(2) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進

【現状・課題】

ア 社会的養育に占める家庭養育の割合

本県における令和6年3月31日現在の里親等委託率は、30.2%となっています。

なお、全国の里親等委託率の平均は令和3年度末において23.5%となっていました。が、同じ時点において本県は24%でした。

本県の家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）の児童数は、令和元年度には100人を超えて以降、年々増加しており、令和5年度には140人を超えました。

イ 児童養護施設等の状況

児童養護施設（8か所）の令和6年3月31日現在の入所児童数は、定員352人に対し、入所297人で、入所率は85.2%となっています。

また、乳児院（3か所）の入所状況は、令和6年3月31日現在、定員50人に対し

し、入所 30 人で、入所率は 60%となっています。なお、乳児院は措置入所しているこどものほかに、常時、一時保護委託されているこどもがおり、実質的に入所率はほぼ 100%となっています。

入所措置されるこどもにおいては、被虐待児童や発達障害児等、何らかの障害を有するこどもの比率が高まっています。こうしたこどもたちには、専門的なケアが必要であることから職員の資質・専門性の向上が求められています。また、乳児院にあっても、虐待等で傷ついた乳幼児の治療的機能や病虚弱や障害で医療や療育の必要なこどもに対して、リハビリ等を行う機能が求められています。

また、家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況等により、家庭調整の困難性もあり、児童養護施設にあつては、施設から社会自立せざるを得ないこどもも増加しており、就業支援や自立支援、退所後のアフターケアなど、社会への適応を図るための手厚い支援が求められています。乳児院にあつては、保護者の多くが家族関係に問題があり、頼れる親族もおらず、子育てに負担感や不安感を抱えていることから、子育て支援機能の充実が必要であり、また家庭復帰が難しく児童養護施設への措置変更が考えられる場合には、里親やファミリーホームへの委託へ向けた関係調整機能が求められます。

#### ウ 施設の高機能化及び小規模かつ地域分散化の推進

本県では、令和 6 年 3 月 31 日現在で、7つの地域小規模児童養護施設があります。家庭養育優先原則を踏まえ、「できる限り良好な家庭的環境」となる地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでの養育を進めていく必要があります。

また、そのような養育環境の中で、社会において自立的生活を形成するとともに、維持しうる能力を形成していく必要があります。適切な自立支援及びアフターケアを行うための支援体制を構築するなど、これまで以上に施設の高機能化が求められています。

さらに、地域の現状を踏まえて、施設に一時保護専用施設を整備することや、児童家庭支援センターの併設や里親支援事業の実施について検討するとともに、子育て短期支援事業をはじめとする市町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、その専門性を、施設の高機能化・機能転換を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていくことが期待されています。

#### 【推進の方向】

社会的養育を必要とするこどもに対し、平成 28 年改正児童福祉法第 3 条の 2 に基づき、できる限り良好な家庭的環境を提供できるよう、個々の施設の実情を把握しつつ、必要な助言や支援を行いながら計画的な整備に努めます。

家庭での養育が困難なこどもや長期間施設で生活をしてきたことなどにより家庭的な生活をすることに拒否的になっているこどもが呈する、情緒・行動上の問題の解消や軽減を図る養育を行っていきます。

一方で、虐待を受けたこどもや障害のあるこどもなど、養育が難しいこどもが増えており、家庭的な養育環境である地域小規模化した施設、里親、ファミリーホームの

ような閉鎖的な環境においては、その養育の難しさゆえに、社会的養育下における虐待の危険性も高まります。こうしたことから、施設においては、風通しのよい施設運営を行うとともに、本体施設との連携を密にするなど、職員を孤立させない環境を整えていきます。また、児童相談所は措置した後も引き続き施設、里親、ファミリーホームと連携を図り、こどもの安心安全を確保していきます。

また、施設がその専門性を活かし、在宅で不適切な養育をされている乳幼児や実親、里親・里子に対しても総合的に支援を実施できる社会資源としての機能を備えられるよう支援します。潜在的に代替養育のニーズのあるこどもを把握した場合は、適切な支援に繋がるよう、関係機関との連携体制を構築します。

### 【具体的な取組方策】

- ①こどもができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進するなど、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保するとともに、施設の養育機能強化を推進する。
- ②こどもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。
- ③里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。
- ④市町村が行う家庭支援事業（例：子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業など）の受託など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。

### 【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

小規模かつ地域分散化した施設数	基準日	施設種別	設定時実績	R11目標
	3月31日	児童養護施設	6施設	8施設
		乳児院	2施設	3施設

(説明) 地域小規模施設や分園型小規模グループケアで養育できる施設数

施設の入所定員数	基準日	施設種別	設定時実績	R11目標
	3月31日	児童養護施設	352人	290人
		乳児院	50人	40人

(説明) 本体施設及び地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの認可定員数の合計

養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	基準日	設定時実績	R11目標
家庭支援専門相談員※1	3月31日	8施設（8名）	11施設（11名）
心理療法担当職員 ※2	3月31日	9施設（9名）	11施設（11名）
自立支援担当職員 ※3	3月31日	4施設（4名）	8施設（8名）

（説明）専門職の配置について、県の加算実施要綱に基づき加算認定を受けている施設数及び人数

※1 配置基準（1名）を超えて家庭支援専門相談員を配置している施設数及び加配人数（児童養護施設及び乳児院）

※2 心理療法担当職員を配置している施設数及び配置人数（児童養護施設及び乳児院）

※3 自立支援担当職員を配置している施設数及び配置人数（乳児院）

<取組方策②関係>

一時保護専用施設の整備施設数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1施設	11施設

（説明）一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを行う施設（一時保護実施特別加算の対象となる施設）数

<取組方策③関係>

必修研修以外の里親研修の実施回数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	5回	32回

（説明）里親研修・トレーニング事業において、各施設の里親支援専門相談員が企画運営する義務以外研修の回数

<取組方策④関係>

市町村の家庭支援事業を委託されている施設数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	なし	11施設

（説明）改正児童福祉法に規定された家庭支援6事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業）のうち2事業以上を受託している施設数

養育機能強化のための事業の実施施設数	基準日	設定時実績	R11目標
親子支援事業	3月31日	実施なし	11施設
家族療法事業	3月31日	実施なし	11施設

（説明）「児童福祉施設における施設機能強化推進費」の対象となる親子支援事業、家族療法事業の実施施設数

### (3) 里親制度の普及推進及び里親の確保、里親委託の推進

#### 【現状・課題】

代替養育を必要とするこどもにとって里親制度は、家庭的な環境の下で養育を行うことでこどもの愛着関係を形成し、人と人との適切な関係作りを学んだり、社会性を養うことが期待できたりと、その役割は大きく、積極的に活用していく必要があります。本計画においても、里親委託の推進を目標に掲げて取り組んできた結果、計画初年度である令和2年度と比較して、里親委託率は21%から30%（令和5年度）と大幅に向上しました。

しかしながら、令和5年度の目標としていた35%には届いていないため、さらなる取組が求められます。里親委託の課題としては、下記のようなものが考えられます。

- ・こどもと里親のマッチングの問題：里親の希望する条件（年齢、性別、養子縁組可能性等）に合致しないことがある。
- ・こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題：発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。
- ・実親の同意の問題：里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。
- ・登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する：里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親に限られる場合がある。
- ・里親の資源数が十分でない：里親等委託の受け皿となる十分な里親数が確保できていない。

こうした背景には、児童福祉において、里親委託が施設養護と比べて必ずしも重要視されてこなかったため、里親制度が社会に十分認知されておらず、養育里親に関する理解が進んでいないという状況があります。

#### 【推進の方向】

里親制度は、誰のために何のためにあるのかといった議論を深め、更なる普及啓発活動を推進していきます。

里親への委託を推進するためには、未委託里親への委託を進めるとともに、こどもを十分にアセスメントした結果から最もふさわしい里親が選択できるよう里親登録数を増やすことが重要です。養子縁組里親の確保とともに、実親が育てられるようになるまでの期間、あるいはこどもが自立できるようになるまでの間、養育する養育里親を確保する必要があります。

また、ファミリーホームは、里親同様、家族の人間関係による社会性の獲得や将来の家庭形成のモデルとなる役割を果たすことができることから、積極的な活用を推進します。今後、里親経験者による開設、児童養護施設等の職員が独立しての開設、児童養護施設等を設置する法人による開設が期待されることから、事業の周知や事業実施に向けた支援を行っていく必要があります。

#### 【具体的な取組方策】

- ①里親制度の周知及び里親確保のため、日常生活の中で里親制度に関する情報に触れられる機会を作る。様々な広報媒体により普及啓発を行い、関係機関とも連携した広報活動を実施する。

(例) 新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのリーフレット配布  
・講演会・制度説明会・出前講座 等

- ②要保護児童対策地域協議会等、市町村と児童相談所や児童家庭支援センターとの会議等の場において、里親制度について理解促進を図る。
- ③「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。
- ④養育経験の豊富な里親を中心に、ファミリーホームが新規開設できるよう推進するとともに、制度の周知を図る。



【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策③関係>

里親登録（認定）数	基準日	設定時実績	R11目標
里親全体	4月1日	196世帯	318世帯
養育里親	同上	173世帯	280世帯
養子縁組里親	同上	114世帯	184世帯
専門里親	同上	14世帯	23世帯

(説明) 県内の登録里親世帯数

里親登録に係る県社会福祉審議会部会の開催件数	基準日	設定時実績	R11
	3月31日	4回	2回以上

(説明) 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親等審査専門部会の開催件数

里親稼働率	基準日	設定時実績	R11
	3月31日	35%	50%

(説明) 里親登録数に対する委託里親数の割合（年間に1回でも委託のあった里親）

里親に委託するこどもの人数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	105名	213名

(説明) 里親 (ファミリーホームを除く) に委託されている児童の人数

< 取組方策④関係 >

ファミリーホーム設置数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	10箇所	16箇所

ファミリーホームに委託するこどもの人数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	38名	62名

(4) 里親・ファミリーホームへの支援

【現状・課題】

社会的養育が必要とされるこどもの多くは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を負い、自己肯定感を持てずにいます。こどもはそうした感情を様々な形で表現し、育てづらさが出る場合も多々あります。こうしたとき里親個人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが大切です。

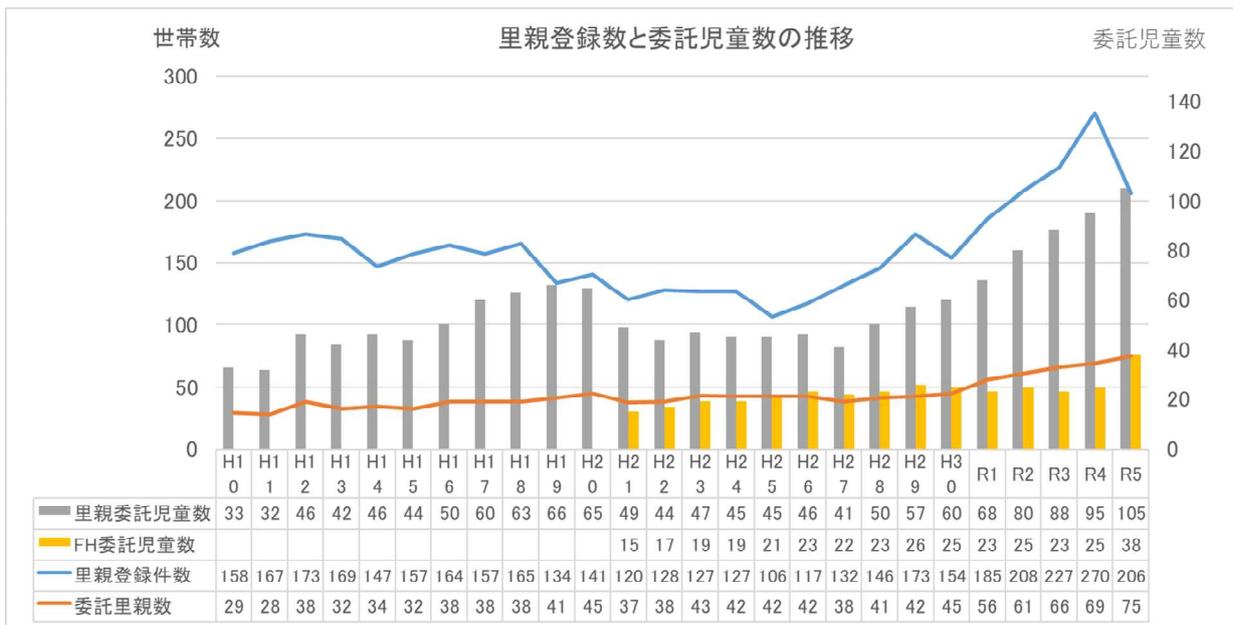
県では、里親に対する支援として、里親研修、委託里親への訪問援助・相談・指導等を実施する里親支援機関事業等を実施しています。

また、平成15年度から中央児童相談所に里親委託等推進員を配置し、平成23年度に、西部及び東部児童相談所に里親訪問支援員を配置して、里親への訪問支援等を実施しています。平成24年度から、各児童相談所管内の児童養護施設又は乳児院に、里親支援専門相談員(各1人)を、平成25年度には群馬県里親の会に里親訪問支援員(1人)を配置し、児童相談所と連携して家庭訪問を行うなどの里親支援を行っています。

さらに、令和4年度から令和5年度にかけて、社会的養育推進会議の部会として「フォスタリング在り方検討部会」を設け、よりきめ細かな里親支援方策について、関係機関で検討を行いました。里親委託の進展に伴い、里親の質の向上が急務であること、里親不調や被措置児童虐待を予防する観点から、里親同士の相互支援(ピアサポート)も重要であることが共有され、令和6年度からは、里親研修・トレーニング事業の内容充実、里親訪問支援・相互交流事業の拡充が行われました。これらの取組が効果的に作用するよう、今後も切れ目のない支援が必要です。

図10は、各年度の里親登録数と委託児童数の推移ですが、委託を受けている里親は全体の3割という状況です。

<図10 里親登録数と委託児童数の推移>



**【推進の方向】**

フォスタリング業務を行う中で、よりきめ細かい里親支援の在り方について、建設的に関係者間で検討していく必要があります。

委託を推進するに当たり注意しなければならないことは、里親里子の関係にしっかりと目を向け、里親の善意に甘え過ぎず、子育ての多くを負わせることがないよう、児童相談所が中心となってチームを組んで進めていくことが必要です。

また、里親支援と併せて、里親委託等推進員等の訪問によるファミリーホーム支援、養育里親研修への参加によるファミリーホーム事業者の資質向上のための支援を、今後も継続して行っていきます。

**【具体的な取組方策】**

<アセスメント>

- ①里親になろうとする動機が里親制度の趣旨と合っているかなど、委託されるこどものため、里親としての適性を丁寧に確認する。

<研修・トレーニング>

- ②里親の養育技術の向上を図るため、テーマ別の研修を行うとともに、里親同士のピアサポートを通じて互助関係の構築を図る。

<こどもと里親家庭のマッチング>

- ③フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及びこどもが入所する施設が持つこどもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。

④里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所間で共有することで、里親委託の推進を図る。

<里親養育の支援>

⑤里親やファミリーホームが安心してこどもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。

⑥被虐待児や発達障害児など養育が難しいこどもの増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を利用しやすい環境づくりを行う。

⑦要保護児童対策地域協議会における会議を活用し、多機関による里親及びファミリーホームの支援を行っていく。

⑧定期的な家庭訪問や電話にて養育状況を把握し、個々の里親家庭の抱える課題に対応する支援を行う。

⑨委託解除に当たっては、こどもに対し、事情に応じた丁寧な説明を行い、意見を聴くとともに、次の養育の場への移行に当たり、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧な支援を行う。里親に対しては、委託解除による里親の喪失感への配慮を適切に行い、次の委託の可能性を探ることで、モチベーションの維持につなげる。やむを得ず委託解除されたケースについては、要因分析を踏まえて対応方針を検討する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策②関係>

ピアサポート事業におけるアウトリーチ支援件数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施なし	年間のべ240件

(説明) 里親相互交流・訪問支援事業において、サポート里親が家庭訪問や電話相談により個別支援を行った回数

<取組方策⑥関係>

里親義務以外研修受講人数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	36人	160人

(説明) 里親研修・トレーニング事業における義務以外研修を受講した人数

レスパイト・ケアののべ実施回数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	55回	165回

(説明) 里親の一時的な休息のため、児童相談所を通じて適切な施設及び里親、FH等が実施したレスパイト・ケアののべ回数

## (5) 里親養育の包括的な支援（フォスタリング業務の実施）

### 【現状・課題】

平成 28 年改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されました。また、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられました。

平成 24 年度からは、各児童相談所管内の児童養護施設又は乳児院に、里親支援専門相談員（各 1 人）を、平成 25 年度には群馬県里親の会に里親訪問支援員（1 人）を配置し、児童相談所と連携して家庭訪問を行うなどの里親支援を行っています。

令和 4 年改正児福法により、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を実施する「里親支援センター」が児童福祉施設として位置づけられました。里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築するため、センターの設置についても段階的に検討を行う必要があります。

### 【推進の方向】

こどもに最善の養育を提供するために里親が適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）による包括的な支援体制を構築することが不可欠です。

フォスタリング機関を中心に適宜関係機関と連携し、県全域で地域格差のない里親支援を行っていきます。里親支援センターの設置に向けては、NPO 法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親会の活用など、幅広い担い手を想定して検討します。

### 【具体的な取組方策】

- ①令和 6 年度から児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターについて、本県における役割を整理の上、段階的に設置に向けた対応を行う。
- ②乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、全乳児院及び児童養護施設に配置する。
- ③児童相談所職員や里親支援関係者に対するフォスタリング業務に関する研修会を実施する。

### 【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	基準値	設定時実績	R 1 1 目標
	3 月 3 1 日	実施なし	1 箇所以上

## (6) こどもの状況に応じた一時保護環境の整備

### 【現状・課題】

一時保護は、こどもの安全で迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるものです。また、こどもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があります。このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要です。

また、児童相談所への児童虐待通告が年々増加し、こどもの安全確保に重きを置くことから、一時保護を必要とするこどもは増加傾向にある中、令和3年度からは新たに東部児童相談所一時保護所を開設しましたが、断続的に定員超過が発生する状態にあります。

こうした中、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、「群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例」（以下、「一時保護所基準条例」という。）を制定しました。

一時保護に関しては、一時保護ガイドライン及び一時保護所基準条例を踏まえ、一時保護においてこどもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、こどもの最善の利益が図られるという観点から、不断の見直しを進め、改善を図ります。

### 【推進の方向】

一時保護が必要なこどもは、年齢も、一時保護を必要とする背景も様々であることから、一人ひとりのこどもの状況に応じた適切な支援を確保し、そのこどもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、こどもに安心感をもたらす丁寧なケアが必要です。

そのため、一時保護所においては、こどもの最善の利益を考慮した保護や養育を行う必要があることから、こどもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫していく必要があります。令和4年改正児童福祉法に基づき国が策定した、一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準を踏まえた対応を行っていきます。

委託により一時保護する場合には、乳幼児については、こどもの状態に応じて、可能な場合は里親やファミリーホームへの委託を検討し、緊急保護のため委託先の里親やファミリーホームが即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、児童養護施設等の施設への委託を検討します。学齢以上のこどもについては、こどもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、ファミリーホーム、施設を選択します。なお、学齢児以上のこどもが入所する施設への一時保護委託については、措置により入所しているこどもと一時保護されたこどもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮が必要です。

一時保護を解除する場合には、家庭復帰するこどもに対しては、継続的な支援を行うことができるよう、こども家庭センター、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講じます。一時保護するこども、一時

保護から児童養護施設等への入所や里親やファミリーへの委託へと移行するこどもに対しては、こどもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、その意見を尊重した援助方針の決定や、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明など、移行期における丁寧な支援が必要です。また、児童養護施設等、里親、ファミリーホームに対しても、アセスメント結果などこどもを支援するために必要な情報を積極的に共有することが必要です。

**【具体的な取組方策】**

- ①こどもに安全感や安心感を与えるためのケアを行うため、児童心理司などによる面接や、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた適切な対応を行う。
- ②こどもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、こどもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設、里親、ファミリーホームに一時保護委託する。
- ③保育所や幼稚園等に通所している乳幼児の場合、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮する。
- ④児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号※の申立て等により、一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においては、児童養護施設等、里親、ファミリーホームへの一時保護委託を検討する。
- ⑤一時保護所職員として必要な知識や支援技術を学ぶため、一時保護所指導者研修などの研修を受講する。
- ⑥こどもの権利擁護を図るため、また一時保護の質の向上のため、第三者評価を実施する。

---

※児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号

こどもを虐待するなど、そのこどもの福祉を害しているが、親権者が児童養護施設等への入所を拒む場合に、児童相談所が家庭裁判所の承認を得て、入所させようとするもの。

【計画評価のための指標及び目標値】

一時保護施設の平均入所日数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	26.1日	20日

(説明) 一時保護（委託を含む）の平均日数

<取組方策②関係>

委託一時保護が可能な児童福祉施設等の確保数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1施設	11施設

(説明) 一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを行う施設（一時保護実施特別加算対象施設） ※本章1（2）再掲

委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	養育里親32世帯 FH 9世帯	養育里親 半数 FH 全事業所数

(説明) ショートステイ等の短期預かり意向調査に対し、「可能」と回答した里親数

<取組方策⑤関係>

一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1回 100%	1回 100%

(説明) 児童相談所福祉人材育成研修の一時保護所職員に対する実施回数及び受講者割合

<取組方策⑥関係>

第三者評価を実施している一時保護施設の割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	100%	100%

(説明) 一時保護所のうち、定期的に第三者評価を受検している割合

(7) 障害児入所施設における支援

【現状・課題】

こども個々に応じたニーズを満たすためには、障害児入所施設においても、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の中での育ちを保障することが必要です。

県内には、医療型障害児入所施設6カ所、福祉型障害児入所施設が3カ所あります。

医療型障害児入所施設では、医療の進歩により高度な医療的ケアを必要とするこどもが増加していることから、きめ細かい支援ができる体制整備に取り組んでいます。

福祉型障害児入所施設では、愛着形成の課題や強度行動障害を有するこども、人と

の交流が苦手で、視覚的・聴覚的な刺激に過敏であることから、個別の支援を必要とするこどもが増加しています。障害特性に応じた個別支援ができるようハード、ソフト両面での環境整備に取り組んでいます。県内では、1施設でユニット化による小規模ケアが実践されています。

#### 【推進の方向】

障害児入所施設においても、児童福祉施設として、切れ目のない自立支援を促進するとともに小規模グループケアの実施が求められています。

障害のあるこどもや家族が、将来にわたって安心して生活できるイメージを持てるよう、ライフステージに沿った支援体制の構築に取り組んでいきます。

#### 【具体的な取組方針】

- ①入所児童が「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化を推進する。
- ②ケア単位の小規模化により、職員の専門性を高める支援の確保及び職員の孤立化・密室化を防ぐための体制強化が必要になることから、小規模化に取り組む施設に対する更なる支援を図る。
- ③愛着形成の課題や強度行動障害、性的問題など、複合的な課題を抱える障害児に対して特にきめ細かい支援が必要になる。強度行動障害に関する研修の推進や、強度行動障害児を受け入れた場合の更なる支援等により、職員の専門性を高めるための支援を行う。
- ④入所児童が円滑に地域生活に移行していけるようにするため、早い段階から退所後を見据えた支援に取り組む体制を構築する。家族や地域、児童相談所、自治体、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関など関係者・関係機関との連携を強化する。

## 2 児童虐待の防止

### (1) 児童虐待の予防・防止の取組強化

#### 【現状・課題】

県内4か所の児童相談所に寄せられた児童虐待通告（相談）件数は、平成17年度以降、500件を超える水準で推移し、平成21年度以降は、毎年度、過去最多を更新している状況でした。新型コロナウイルス感染症の影響により県民のライフスタイルや家族のあり方が変化する中、令和2年度にピークを迎え、令和3年度に一旦減少に転じるも、依然として高止まり傾向にあります。虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで総合的な対策を、引き続き県民全体で取り組んでいく必要があります。

また、これまでに発生した児童死亡事案等を受け、児童死亡事案検証委員会がまとめた報告書の提言を踏まえ、再発防止に向けた取組を進める必要があります。

#### 【推進の方向】

児童相談所体制の充実強化と市町村における子育て支援や児童相談体制整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化、妊娠期から乳幼児期の母子保健活動での養育不安やハイリスク家庭の把握と児童福祉関係部署との情報共有、虐待防止の啓発活動や研修の充実強化など児童虐待対応体制を更に強化する必要があります。こうした点については児童死亡事案検証報告書においても課題として取り上げられたところです。群馬県でも同様の事例が発生しないよう、事例を共有し、必要な対応を行います。

また、子育てにかかる親の精神的な負担を軽減し、良好な親子関係づくりを目指す本県独自の子育て講座のプログラム「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（以下、「ほめトレ」という。）」を開催し、体罰によらない子育てを推進していきます。

児童虐待を社会全体の課題と捉え、その対策を推進するためには、県民の理解が欠かせないことから、児童虐待防止対策の啓発活動に取り組みます。



【具体的な取組方策】

- ①児童福祉司任用資格認定等研修を実施するとともに、「ほめトレ」のトレーナー養成講座を開催し、トレーナーの養成を行うことで、養育支援技術の向上を図る。
- ②県民に向けた、児童虐待防止についての出前講座を実施し、児童虐待防止対策の啓発を図る。
- ③各児童相談所に「虐待対応スーパーバイザー」を配置し、職員体制の充実を図る。
- ④児童相談所において、各自治体が公表した児童死亡事例等の検証報告書をテキストとして学び、示された課題や提言を業務に反映していく。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策②関係>

県民向け出前なんでも講座 の実施数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	3回	12回

(説明) 児童虐待防止に関する出前講座の開催件数

<取組方策③関係>

虐待対応スーパーバイザー の配置数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	3名	4名

(説明) 各児童相談所に配置された虐待対応スーパーバイザーの数

(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化

【現状・課題】

児童虐待通告(相談)の経路別内訳を見ると、「警察等」は全体の約40.6%、「学校等」(学校、幼稚園、教育委員会)は約11.6%を占めており、この2経路だけで通告全体の半数以上にも及びます(令和4年度福祉行政報告例)。

警察に110番通報が入ると、警察官が直ちに現場へ臨場します。現場でこどもが虐待を受けていると疑われた場合、必要に応じてこどもを保護しつつ、児童相談所に通告を行います。平時においては、円滑に児童虐待対応を行う事を目的として、児童相談所が受理した虐待通告を警察と全件共有しております。また、毎年、警察と児童相談所が協働で臨検・捜索訓練を実施し、対応困難事例に対する協力体制を確認しています。さらに、令和5年10月には、少年の非行防止と健全育成を目的とした群馬県警少年サポートセンターが中央児童相談所内に移転し、さらなる連携強化が図られました。

また、こどもにとって、家庭に次いで長い時間を過ごす場所が学校です。「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校等及び学校等の教職員等は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」

「児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」と明記されています。また、虐待の発見・通告だけでなく、こどもや家庭の状況把握など重要な役割も担っています。家庭内で虐待が発生した場合、状況によっては、保護者の元を離れて里親へ委託され、又は施設へ措置されるこどももいますが、多くの場合は、児童福祉司が家庭訪問を実施したり、来所面談を行ったりして、在宅での指導を継続します。学校は、児童相談所や市町村と連携し、そのような家庭に対する日々の見守りや状況把握を行っています。

医療機関にあつては、こどもや保護者、妊産婦の心身の治療に当たるため、要保護児童や要支援児童、特定妊婦を把握しやすい立場にあり、特に生命の危機に関わる場面が多いことから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために連携が重要となります。

### 【推進の方向】

学校や警察をはじめとして、関係機関との情報共有においては要保護児童対策地域協議会が重要な役割を果たしていますが、日頃からの情報交換や情報共有が大切です。医療機関にあつては、院内虐待対策委員会など児童虐待への対応も取り組まれているところもあります。こうした福祉と医療との連携については、更に相互理解を深め良好な関係を築いていく必要があります。

医療機関における虐待対応力の強化を図るための研修を開催し、医療と福祉との連携強化を図っていきます。

### 【具体的な取組方策】

- ①要保護児童対策地域協議会においては実務者会議のほか、個別ケース検討会議の積極的な開催を促し、情報共有と支援の重層化を図る。
- ②中学生や高校生に命や自分を大切にすることへの気付きを促し、また、出産や子育て・児童虐待について学べるよう、学校に対し出前講座等の活用を働きかける。
- ③地域の中核的な医療機関における虐待対応組織の整備を支援するとともに、中核病院を拠点とした地域の病院や診療所、市町村や児童相談所等とのネットワークの構築により、児童虐待対応の向上を図る。
- ④群馬県警察子供・女性安全対策課及び各警察署と児童相談所との情報交換会の開催や、児童相談所と警察との児童虐待事案に関する情報の全件共有を実施する。

### (3) 被虐待児童の早期保護

#### 【現状・課題】

虐待によるこどもへの被害を最小限に食い止めるためには早期発見・早期対応が重要です。こどもの状況によっては一時保護し、在宅での援助が困難と判断した場合には、施設等入所の措置を採り、安心・安全な養育環境を確保します。保護者の同意が得られない場合には、児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号の申立てを家庭裁判所に対して行います。また状況によっては親権停止等の請求も行います。

児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、こどもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、こどもや保護者の同意がなくとも、こどもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行います。令和 4 年改正児童福祉法においては、家庭裁判所による一時保護の審査の導入等、司法の関与が強化されたことから、各児童相談所における法的対応を強化します。

#### 【具体的な取組方策】

- ①「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（R3 施行）」の規定に基づき、虐待通告から 24 時間以内にこどもの安全確認を行うとともに、状況に応じて関係機関へ情報提供し、再発防止のための連携体制を構築する。また、24 時間を超え、国の基準である 48 時間以内の安全確認もできない場合には、緊急判定会議を開催して立入調査の実施を検討する。
- ②虐待の疑いが拭えないなど一時保護が必要であると認められるときは、親権者等の同意が得られなくとも児童相談所長の権限で一時保護を行い、こどもの安全を確保する。一時保護時の判断や司法審査の対応をはじめとした、法的見地からの助言を要する場合は、児童相談所に配置された弁護士を活用する。
- ③児童虐待防止医療アドバイザーを設置し、医学的診断により虐待の見落としを防ぐとともに、医療機関との連携を円滑に進める。
- ④虐待が疑われるこどもの安全を確認するために強制的に家庭に立ち入る「臨検・捜索」の訓練を、警察と合同で実施するなど、警察との連携を円滑に進める。

#### 【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

24 時間以内にこどもの安全確認ができた割合	基準日	設定時実績	R11 目標
	3月31日	97.4%	100%

(説明) 児童相談所で受理した虐待通告のうち、条例に基づき 24 時間以内にこどもの安全確認ができた割合

<取組方策②関係>

弁護士の配置数	基準日	設定時実績	R 1 1 実績
		3月31日	4名

(説明) 各児童相談所における嘱託弁護士の配置数

(4) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【現状・課題】

令和4年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、市町村の家庭支援事業が法律上位置づけられました。支援を必要とする家庭等に対しては、まず、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力が行われるよう体制を構築する必要があります。

このような位置づけの明確化に加え、こどもを養育する世帯が抱える悩みや課題は年々複雑化していることから、市町村の役割は一層重要なものとなっています。妊娠期からこどもが成人するまで、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目無い支援を行うことを目的とした「こども家庭センター」の設置が求められ、また、要保護児童対策地域協議会の調整担当者を担い、情報連携の要所となっています。児童虐待に対する予防的な支援を実施するうえで、十分な知識と経験を有した職員の養成が求められます。

なお、巻末資料に、市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策を示しています。これらの家庭支援事業等を最大限活用し、家庭維持のための予防的支援を行うことが重要です。

【推進の方向】

住民に身近な市町村の体制整備を図る必要があることから、必要な情報提供及び技術的助言に努めるほか、令和6年度から市町村の努力義務となった「こども家庭センター」の設置に向けた支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会への支援を強化します。

また、市町村のニーズに応じた効果的な支援を行うため、各児童相談所の市町村担当児童福祉司を中心とした技術的助言を行います。

令和4年改正児童福祉法により、市町村が実施すべき家庭支援事業の1つとして新設された「親子関係形成支援事業」としても位置づけ可能な「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（以下、「ほめトレ」という。）」の講座を開催可能な市町村を増やしていきます。

また、児童虐待相談対応件数が依然として高止まり傾向にある中、中核市による児童相談所設置の状況を把握し、支援していきます。

【具体的な取組方策】

- ①「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な支援体制を強化するため、「こども家庭センター」の設置に向け、市町村への説明会を開催するとともに、先進事例の紹介を行うなどの支援

を行う。

- ②市町村支援担当福祉司による事例検討会、法令改正や国通知など児童家庭相談における新たな情報に係る勉強会、虐待対応や事例研修など、市町村のニーズに基づいた効果的支援を実施する。
- ③市町村職員の専門性確保支援のため、児童福祉司任用資格認定研修や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等の実施などによる研修の充実を図る。
- ④全市町村を対象に、児童福祉行政に関する基礎的な研修を年1回実施する。ヤングケアラーやサポートプラン作成についても講義を行う。
- ⑤「ほめトレ」のトレーナー養成講座を修了した市町村職員等による子育てプログラムを県内各地で開催し、養育方法に不安を持つ親に対して、ほめて育てる子育てを広めていく。
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が在宅支援や特定妊婦の支援強化等、支援メニューが充実できるよう、児童養護施設等の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行っていく。また、市町村から里親やファミリーホームに対する子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業の委託を推進する。
- ⑦中核市による児童相談所の設置の意向を把握し、設置に向けた協議等、滞りなく設置が進むよう、必要な支援を行う。
- ⑧母子生活支援施設は母子を分離せずに施設入所させ、母子ともに支援を行える施設であることから、市に対して家庭養育優先原則を踏まえた活用を提案していく。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

こども家庭センター設置自治体数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	7市町	35市町村

(説明) こども家庭センターを設置している市町村数

<取組方策②関係>

市町村支援児童福祉司の配置数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	法定 2名 上乗せ(※) 2名	法定 2名 上乗せ(※) 2名

(説明) 各児童相談所に配置される市町村支援担当児童福祉司の数

※上乗せ：児童福祉法施行令第3条第1項第3号に基づく計算により配置された児童相談所以外で、業務として市町村支援を行う児童福祉司の数

<取組方策⑥関係>

市町村における子育て短期支援事業を委託している社会資源の数	基準日	設定時実績	R11目標
		3月31日	
児童養護施設	同上	8施設	8施設
乳児院	同上	3施設	3施設
養育里親	同上	実施なし	50世帯
FH	同上	実施なし	全事業所

(説明) 市町村が実施する子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)を委託可能な施設、里親及びファミリーホーム数

<取組方策⑦関係>

中核市における児童相談所の設置状況及び今後の見込数	基準日	設定時実績	R11目標
		3月31日	1箇所

(説明) 県内中核市における児童相談所設置状況(見込数含む)

<取組方策①、④、⑤関係>

こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	基準日	設定時実績	R11目標
こども家庭センター設置運営に向けた説明会	3月31日	1回 45人	1回 70人
児童福祉行政に関する基礎的研修	同上	実施なし	1回 35人
ほめトレトレーナー養成講座	同上	7回 51人	10回 60人

(説明) ・こども家庭センター設置運営に向けた説明会の年間開催回数及び受講者数  
 ・児童福祉行政に関する基礎的研修の年間開催回数及び受講者数  
 ・ほめトレトレーナー養成講座の年間開催回数及び受講者数

(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援

【現状・課題】

出産後の養育につき、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき子ども(以下「特定妊婦等」という。)は、産後の子育て困難や虐待に陥る可能性を少なくするために、支援の入り口から関係性を作りながら、ニーズに応じた支援(専門的支援含め)を包括的に提供する仕組みが必要です。

本県においては、医療機関と市町村とが情報共有し早期支援につなげるため、県下統一の様式である「妊産婦等支援連絡票」を定め、運用しています。令和4年度は医療機関から市町村に対し支援依頼を642件行っており、各市町村では、この情報や

各自の支援経過に基づいて特定妊婦等を把握し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有の上、進行管理を行っています。

また、家庭生活に支障が生じている特定妊婦等に対し、住まいや、日常生活を営むために必要な便宜の供与等を行う「妊産婦等生活援助事業」について、町村部を所管する県において、令和6年上半期に事業を開始しています。

### 【推進の方向】

特定妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、児童相談所、県の母子保健担当部局や市町村との連携が不可欠です。県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等とで連携を行うことはもとより、市区町村をはじめとした管内の関係機関と、広域的な地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくりを行うとともに、要保護児童対策地域協議会等との連携体制を構築していきます。

同様に、各市町村においても、医療機関等関係機関と母子保健部局との連携に加え、児童福祉、母子保健双方の部局の連携強化が不可欠です。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な支援体制を強化するため、「こども家庭センター」の設置に向けた取組を推進します（本章2（4）に掲載）。

要保護児童対策地域協議会におけるケースマネジメントを強化し、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援、妊産婦等生活援助事業を活用することにより、包括的な支援の提供体制を構築します。

### 【具体的な取組方策】

- ①妊産婦等生活援助事業の実施について、県下全域での実施に向け、県から市に対して必要な情報提供等を行う。
- ②経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設の確保に取り組むとともに、制度が適切に活用されるよう、周知を行う。
- ③全市町村を対象に、児童福祉行政に関する基礎的な研修を年1回実施し、支援を必要とする妊産婦への支援体制についても講義を行う。

### 【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

妊産婦等生活援助事業の実施自治体数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	制度なし	1県12市

(説明) 県及び全市のうち、事業実施自治体数（町村は県が実施）

<取組方策②関係>

助産施設の設置数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	5箇所	11箇所

(説明) 県内の助産施設設置数 (群馬県二次保健医療圏域に1箇所ずつ)

< 取組方策③関係 >

特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施なし	1回 70人

(説明) 特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数